

一人ひとりの ワーク・ ライフ・ バランスとは？

あなたの生き方を大切にした仕事と生活の調和

平成20年度
稻城市

このパンフレットの発行は、「男女平等推進いなぎプラン」に基づく事業です。

ワーク・ライフ・バランスとは？

～一人ひとりの幸せのために～

年齢や性別に関係なく、誰もが、仕事・生活・地域活動・自己啓発など様々な活動を、バランスよく担える状態のことです。

☆国民のワーク・ライフ・バランスの認知度☆

- ワーク・ライフ・バランスを聞いたことがあるが内容は知らない 26.6%
 - ワーク・ライフ・バランスを聞いたこともなく内容も知らない 60.1%
- 「ワーク・ライフ・バランスに関する特別世論調査」(平成20年6月内閣府実施)

☆よくこんな悩みを耳にしませんか？☆

「仕事が忙しくて子育てに参加できない」、「育児や介護で仕事が続けられない」、「もっと勉強や社会貢献がしたいのに時間がとれない」、「定年になつたら何をしていいかわからない」…など私たちの感じている生活の悩みは、実は“ワーク・ライフ・バランス”と深くかかわっています。

私たちが、ライフステージに合ったバランスの良い充実した生活を送るためにはどうしたらよいでしょうか…？

なぜ今、ワーク・ライフ・バランスが必要なのか？

現状1 ライフスタイルや人々の意識の変化

◆共働き世帯が増えている現代では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する反対（又はどちらかと言えば反対）の声が過半数となっています。

現状2 働き方の現実と希望にギャップ

◆フルタイムで働く男性は特に長時間労働※が多く、仕事以外の活動をしたいと思っても現実は厳しく、仕事が優先され「家事や育児」を家族と共有することは勿論、地域活動などに参加できないというのが実状です。

※労働基準法第32条では「使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間に40時間を超えて労働させてはならない」としています。

現状3 女性はライフステージごとの希望に応じた就業が困難

◆育児や介護、そして家事…と女性の現実は家庭責任が重く、個々の事情に合わせた働き方が困難です。

現状4 長時間労働により心身の健康に悪影響

◆残業が多く長時間労働が続くと、心身ともに疲れてしまい、退社後の活動意欲が湧かず何もする気になれません。

ワーク・ライフ・バランスの3つのポイント

ポイント① 男性も女性も、あらゆる世代の人のためのワーク・ライフ・バランスです!!

- ・子育て期の女性のためだけのものではありません。
- ・独身者、子育て期の男性や介護をする人、また高齢者、障がいのある人も、そして地域活動や自己啓発をしたい人すべての人のためにあります。

ポイント② 人生の段階で希望に応じたバランスで実現できるものです!!

- ・子育てや介護、仕事、自己啓発など様々な活動の大切さは、人生の段階や個人の事情や希望により変わっていくものです。
- ・誰もが、個人の判断で自分の希望するバランスを決めることができます。

ポイント③ 「仕事の充実」「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすもの!!

- ・働き方の見直しで仕事の効率が高まり、時間的余裕ができることで仕事以外の生活が充実します。
- ・意欲や創造性が高まり、さらなる仕事の充実につながるため、双方の好循環につながります。

ワーク・ライフ・バランス の実現のために

☆ワーク・ライフ・バランスは全ての人にあてはまります。☆

働くことは、生活の基盤を支えるために重要で、「仕事」から学ぶことがあります、「仕事」が楽しいと感じている人も多くいます。しかし、「仕事」以外にも「家族と過ごしたい」「地域活動をしたい」「習い事をしたい」「子育て」「介護」といった個人のライフステージに合った時間の使い方があるはずです。

男性の方へ…

家事や育児は「手伝い」と考えていませんか？

⇒家事や育児、介護は時間に区切りのない労働で精神的・肉体的に拘束されがちです。これらは、男女が協力し合い、「主体的」に関わっていくことで家庭に心と時間のゆとりが生まれます。

女性の方へ…

夫は働く人、妻は家を守る人と考えていませんか？

⇒普段「家族のため」に使っていた時間を、これからは「自分のため」に使うことを真剣に取り組んでみましょう。
⇒今までの経験や資格等は眠っていませんか？

専業主の方へ…

**ワーク・ライフ・バランスの推進はコスト増になると
考えていませんか？**

⇒健全な勤務体制が企業のイメージアップ効果につながります。
⇒健全な勤務体制により優秀な人材確保が見込まれます。
⇒優秀な人材と労働力のアップにより、生産性が向上します。

仕事と生活の両立を大事にすることは、家庭や社会全体、そして個々の企業が持続していくためにも必要不可欠です。

労働き方を見直し、心豊かな生活を…

各国の取り組み

世界の動向についても知っておきましょう！！

◆オランダ（同一労働・同一賃金の均等待遇）

オランダでは、同一労働・同一賃金の原則に基づきパートタイム労働者の増加とともにワークシェアリングが進み、長期の経済停滞から抜け出すことができたと言われています。また1997年には、オランダだけでなくEU加盟国の共通ルールとして、労働時間による差別的取り扱いを禁止するEUパートタイム労働指令が制定されたことは、日本の不安定な非正規労働と比べて根本的に大きく異なる点です。

◆アメリカ・イギリス（企業中心と官民あげての取り組み）

アメリカの取り組みは、企業が経営戦略の一環として発展させてきたという背景があり、1980年以降女性労働者や女性管理職の増加に伴い、保育サポート中心の「ワーク・ファミリー・バランス」政策を始めたことが一つのきっかけです。その後も、労働者の立場にたち柔軟な勤務形態を取り入れた労働施策を展開しています。

企業中心のアメリカに比べて対照的なのがイギリスで、官民あげて女性などの潜在的労働力を有効に活用する施策に取り組んでいます。

◆ドイツ（少子化対策として）

雇用創出を目的に、ジョブシェアリングやパートタイム労働が推進されています。最近では、合計特殊出生率の低下を懸念し、「家族に優しい職場環境づくり」を官民共同で取り組み、地域とのネットワーク形成に向けて推進しているところです。

◆日本の現状

平成18年に実施した総務省による「労働力」調査の結果では、諸外国の長時間労働者の割合は日本が28.1%と最も高く、アメリカが20.0%、イギリスが15.5%、オランダは2%以下となっています。また日本では、長時間労働者のうち30代の男性が最も忙しく、週50時間以上の残業が約半数で、週60時間以上が約2割という調査の結果報告があります。

ご利用ください。男女平等推進センター

～男女共同参画社会の実現のために～

稻城市男女平等推進センターは、すべての人が、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる拠点施設として、平成17年4月に開設いたしました。性別年齢を問わず、どなたでもご利用いただけます。

▶ どんな利用ができるのですか？

男女共同参画や男女平等に関する資料の収集と提供、相談事業、団体活動への支援を行っています。

開館時間は午前9時～午後10時。休館日は第二火曜日と年末年始です。

◆情報資料コーナー

情報検索用のインターネットパソコンや書籍・資料・啓発ビデオ等があり、閲覧できるスペースがあります。また書籍等については、一部を除き貸し出しができます。貸し出しは午前9時から午後5時で、2週間で2冊まで可能です。

◆打ち合わせコーナー

10人程度の打ち合わせにご利用ください。男女共同参画に関する活動を利用する場合、3か月前から予約することができます。



男女平等推進センター

◆キッズルーム ※授乳だけの利用ができるようになりました!!

打ち合わせコーナー及び地域振興プラザ会議室での話し合いやグループ活動時に、乳幼児の一時保育の場としてご利用ください。一時保育としての利用は、3か月前から会議室等の使用申請と共に予約ができるほか、グループ活動などで利用する場合には2か月前から予約が可能となります。

また授乳をご希望の場合に、人目を気にすることなく授乳ができるように配慮しましたので、ご利用の際には協働推進課へお声をかけてください。



キッズルーム



◆相談室

相談事業では、女性の悩み相談（電話・面談）を月3回実施し、専門の女性相談員が相談に応じています。生き方、結婚問題、夫婦や家族の問題、仕事、人間関係、パートナーからの暴力、子育て等で悩んだら、一人で抱え込まずに相談してください。（前日までに予約が必要。電話 378-2112）※男性の相談も可能。

◆印刷室

男女共同参画や男女平等に関する活動にご利用下さい。

コピー機（1枚10円）、印刷機（用紙は持ち込みで1枚0.1円）、拡大コピー機等が利用できます

相談窓口

ひとりで悩まずにご相談ください

*相談は無料、秘密は厳守します

いなぎ女性の悩み相談

生き方、結婚問題、家族や夫婦の問題、離婚問題、DVやセクハラ等…。

◆面接または電話相談は、前日までに予約が必要です。

(※男性は水曜日相談可)

電話 042-378-2112

相談日 第1・3水曜日、第4土曜日 10時～16時

配偶者暴力相談支援センター

東京ウィメンズプラザ

03-5467-2455 9時～21時 年末年始を除く

東京都女性相談センター

03-5261-3110 9時～20時
土・日・祝日、年末年始を除く

東京都女性相談センター多摩支所

042-522-4232 9時～16時
土・日・祝日、年末年始を除く

夜間・緊急時は 警察(事件発生時) 110番

編集・発行

平成21年1月

稲城市企画部協働推進課女性青少年係

〒206-0802 稲城市東長沼2112-1(地域振興プラザ内)

TEL 042-378-2112 FAX 042-378-6971

Eメール kyoudousui@city.inagi.lg.jp